

(第3回・最終) 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和 6 年 6 月 2 7 日
契 約 業 者 名	(株) 竹中道路
契 約 業 者 の 住 所	東京都江東区新砂 1 - 3 - 3
工 事 の 名 称	R 4 国道 6 号胡録台地区下り (その 1) 電線共同溝工事
工 事 場 所	千葉県松戸市南花島 4 丁目地先
工 事 種 別	アスファルト舗装工事
工 事 概 要	舗装版撤去工 1 式 開削土工 1 式 電線共同溝工 1 式 舗装工 1 式 排水構造物工 1 式 防護柵工 1 式 区画線工 1 式 構造物撤去工 1 式 仮設工 1 式 土留・仮締切工 1 式 交通管理工 1 式 指定部分 舗装版撤去工、開削土工、電線共同溝工、舗装工 (仮復旧工) 、仮設工
工 期 (自)	令和 5 年 7 月 1 0 日
工 期 (至)	令和 6 年 6 月 2 8 日
変 更 前 の 契 約 金 額	1 8 6 , 7 8 0 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 金 額	+ 8 , 5 8 0 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 後 の 契 約 金 額	1 9 5 , 3 6 0 , 0 0 0 円 (税込み)

変 更 理 由	1. 指定部分 試掘調査の結果、既設埋設物が電線共同溝本体の支障になることが判明し、本体設置位置等の変更の必要が生じた。このため、当初の工種、種別に変更が生じたため、指定部分について変更を行う。 2. 舗装版撤去工 警察協議により、舗装版切断（歩道一般部、切下部）の作業区分を夜間作業とし、舗装版切断及び舗装版破碎の数量変更（増）を行う。 3. 開削土工 電線共同溝本体の配置の見直しを行ったことにより、開削土工の数量変更（増）を行う。 4. 電線共同溝工 電線共同溝本体の配置の見直しを行ったことにより、電線共同溝工の数量変更（増）を行う。 5. 舗装工 電線共同溝本体の配置の見直しを行ったことにより、舗装工の数量変更（増）を行う。 6. 排水構造物工 電線共同溝本体の配置の見直しを行ったことにより、排水構造物工の数量変更（減）を行う。 7. 防護柵工 電線共同溝本体の配置の見直しを行ったことにより、防護柵工の数量変更（減）を行う。 8. 区画線工 電線共同溝本体の配置の見直しを行ったことにより、区画線工の数量変更（増）を行う。
----------------	--